平成22年度　事業原簿（ファクトシート）

平成22年4月1日作成	
平成23年5月現在	

制度・施策名称	地球環境問題への対策の推進				
事業名称	京都メカニズム開発推進事業	コード番号：P07027			
推進部署	京都メカニズム事業推進部				
事業概要	エネルギー効率が既に高水準にある我が国にとって、京都議定書の約束（基準年比▲6%）を費用効果的に達成するためには、京都メカニズムを適切に活用していくことが重要である。 本事業では、CDM/JI事業のポテンシャルを有する国の政府職員や民間事業者に対して、京都メカニズムの活用に関する知識の普及啓蒙、能力開発、CDM/JI事業の案件発掘等を行うキャパシティービルディング(以下「キャパビル」)と、省エネ、代エネ技術の利用等により温室効果ガスを削減し、CDM/JIとして実施可能性のある事業の発掘、調査、実現可能性の評価等を行うフィージビリティスタディ（以下FS）を実施する。				
事業規模	事業期間：平成10～22年度				［百万円］
		H10～20年度（総額実績）	H21年度（実績）	H22年度（実績）	合　計
	予算額	18,407	95	63	18,565
	執行額	16,181	79	58	16,318

１．事業の必要性

我が国にとって、京都議定書の目標（温室効果ガスの基準年比▲6%）を費用対効果の高い方法で達成するには、京都メカニズムの活用が重要である。

海外においてCDM/JIとして行われる温室効果ガスの排出削減事業を支援することにより、費用対効果の高い地球温暖化対策が推進される。また、海外で行われるCDM/JIのクレジットが我が国の登録簿に移転されることにより、我が国の温室効果ガス削減目標の達成に寄与することができる。

しかし、ホスト国における京都メカニズム等の活用体制整備の遅れなどから民間事業者が取り組む場合には国連CDM理事会での登録却下となるリスクが高いため、CDM/JI事業のポテンシャルを有する国の政府職員や民間事業者に対して、京都メカニズムの活用に関する知識の普及啓蒙、能力開発、CDM/JI事業の案件発掘等を支援するキャパビルがCDM/JI等京都メカニズムの活用促進のために必要である。

また、CDM/JI事業化には一般的な事業性評価だけでなく、CDM/JIとしての適格性評価等を含めた実現可能性調査が重要であるが、この調査活動を促進するためにはインセンティブを付与するFS事業が必要である。

２．事業の目標、指標、達成時期、情勢変化への対応

①目　標

(1)キャパビル

ホスト国の政府関係者及び民間事業者に対するCDMセミナー、ワークショップにて発掘した案件のフォローアップ（CDM案件形成支援）等を実施し、ホスト国の京都メカニズム活用促進の支援及びNEDOの認証排出削減量等取得事業（以下、「クレジット取得事業」という。）につながる案件発掘を目指す。

(2)FS

CDM/JIとして実施可能性のある事業の発掘、調査、実現可能性の評価等を行う。

②指　標 (1)キャパビル 　セミナー、ワークショップから発掘した案件のフォローアップ数：5 件以上 (2) FS 　事業化件数（累計）：採択件数全体の 5%以上（うちマラケシュ合意後の平成 15 年度以降の CDM/JI 事業化率は 10%以上）
③達成時期 平成 22 年度
④情勢変化への対応 　CDM/JI の国際ルール及び登録審査の動向、ホスト国の体制整備状況、ホスト国によって異なる京都メカニズム活用に対する各国の期待度やその動向等を、適宜情報収集し評価指標及び戦略を見直す。
３．評価に関する事項
①評価時期 ・毎年度評価：平成 23 年 5 月 ・事後評価：平成 23 年度
②評価方法（外部 or 内部評価、レビュー方法、評価類型、評価の公開方法） 　・毎年度評価：アンケートから内部評価として実施する。 　・事後評価：外部有識者から構成される事業評価委員会を開催する。

［添付資料］

（１）　平成 22 年度概算要求に係る事前評価書（経済産業省策定）（略）
（２）　平成 22 年度実施方針（略）
（３）　平成 22 年度事業評価書

平成22年度　事業評価書

		作成日	平成23年7月21日
制度・施策名称	地球環境問題への対策の推進		
事業名称	京都メカニズム開発推進事業	コード番号：P07027	
担当推進部	京都メカニズム事業推進部		

０．事業実施内容

我が国にとって、京都議定書の約束（基準年比▲6%）を費用対効果の高い方法で達成するためには、京都メカニズムを適切に活用していくことが重要である。本年度は、これまで国連登録実績の少なかった案件発掘に注力する観点からフィージビリティスタディ（以下FS）として、①日本技術・製品の普及を伴うプログラムCDM/JI事業、②新規方法論の開発を伴うCDM事業、③物流部門におけるCDM/JI事業について実施可能性のある事業の発掘、調査、実現可能性の評価等を実施した。

１．必要性（社会・経済的意義、目的の妥当性）

我が国にとって、京都議定書の目標（温室効果ガスの基準年比▲6%）を費用対効果の高い方法で達成するには、京都メカニズムの活用が必要である。

しかし、ホスト国における京都メカニズム等の活用体制整備の遅れなどから民間事業者が取り組むには国連CDM理事会での登録却下となるリスクが高いため、CDM/JI事業のポテンシャルを有する国の政府職員や民間事業者に対して、京都メカニズムの活用に関する知識の普及啓蒙、能力開発、CDM/JI事業の案件発掘等を支援するキャパビルがCDM/JI等京都メカニズムの活用促進のために必要である。また、案件をCDM/JIプロジェクトとして成立させるためには、案件発掘後のフォローアップ（CDM案件形成支援）も必要である。

また、CDM/JI事業化には一般的な事業性評価だけでなく、CDM/JIとしての適格性評価等を含めた実現可能性調査が重要である。特に、登録件数の少ない事業分野等では、CDM/JIとしての登録リスク等を更に考慮しなければならず、この調査活動を促進するためにはインセンティブを付与するFS事業が必要である。

２．効率性（事業計画、実施体制、費用対効果）

(1) キャパビル

①手段の適正性

平成21年2月にタイで開催したセミナーで発掘した案件で7案件については今後CDM事業として展開できる可能性につき、タイ政府側への聞き取り等フォローアップを継続した。これにより今後京都メカニズムの裾野拡大への寄与が期待できる。

②効果とコストとの関係に関する分析

キャパビルは、本来開発途上国の持続的発展に資するための国際協力の位置付けであり、キャパビルを開始した平成16年度以降、以下の成果が得られており十分な効果を上げている。

（中国）

・河北省及び山東省CDMセンターの体制確立に協力

・陝西省及び山西省案件発掘型セミナーを実施し、発掘された案件の内1件がクレジット取得事業に繋がっている。

（マレーシア）

・地方政府関係者と事業者に対しセミナー等を開催して、CDM啓蒙と7件の案件発掘に貢献した。

（タイ）

・平成18年度及び20年度にCDMセミナーを開催し、CDM啓蒙と7件の確度の高い案件発掘に貢献した。

(2)FS

①手段の適正性

平成 22 年度は、以下 3 件の FS を実施した。

a.日本技術・製品の普及を伴うプログラム CDM/JI 事業

以下の全ての要件を満たすプロジェクトについて、その実現可能性を調査

・温室効果ガスの排出削減とともにプログラム活動（PoA）への展開が期待される CDM プログラム活動（CPA）又は JI プログラム活動（JPA）

・日本技術・製品の普及を伴う CPA 又は JPA

b.新規方法論の開発を伴う CDM 事業

以下の全ての要件を満たす CDM プロジェクトについて、その実現可能性を調査。

・CDM により温室効果ガス排出削減への貢献が期待されるプロジェクト（ただし、原子力、新規植林及び再植林を除く。）

・新規方法論の開発を伴うプロジェクト（対象分野及び大規模・小規模は問わない）

c.物流部門における CDM/JI 事業

以下の全ての要件を満たす CDM プロジェクトについて、その実現可能性を調査。

・物流部門のプロジェクト（人のみを運ぶ輸送事業のプロジェクトは含めない）

・燃費・CO2 排出原単位改善、走行距離削減、或いは積載率の向上を図るプロジェクト

・既存方法論の活用或いは新規方法論の開発を含むプロジェクト

特に物流分野については、人の運搬以外の分野（アイドリングストップやエコナビ等）において、これまで国連ＣＤＭ登録がなかったため行うこととしたものである。

これらについては、引き続き案件形成が続けられており、今後の成果が期待される。なお、物流部門における CDM/JI 事業では国連 CDM 理事会（平成 23 年 4 月開催）において数少ない物流部門の新規方法論が承認され、今後京都メカニズムの裾野拡大にもつながっていくことが期待できる。

②効果とコストとの関係に関する分析

FS は、平成 10 年以降民間企業の案件発掘のための費用を支援することにより、京都メカニズムの活用に関するリスクを低減し、民間事業者による京都メカニズムの活用を促進することに寄与してきた。マラケシュ合意後の平成 15 年度以降の実施案件で CDM 理事会登録、もしくは登録が期待できる件数が増えており、年度ごとに効果が上がって来ている。また、下記 3 項記載のとおり、クレジット取得事業候補も出てきていることからもその効果は上がっている。

３．有効性（目標達成度、社会・経済への貢献度）

(1) キャパビル

平成 21 年 2 月にタイで開催したセミナーで発掘した案件で、その内 7 案件については今後 CDM 事業として展開できるとの結果を得ることが出来たので、目標は達成出来た。

過去には、河北省及び山東省 CDM センターの体制確立協力を通じ中国の CDM ホスト国としての発展に大きく貢献し、中国で発掘した１案件がクレジット取得事業に繋がっている。また、マレーシア及びタイにおいては、セミナー開催等により同国の CDM 普及に貢献した。

以上のような活動からホスト国における CDM の認知度向上と案件発掘に貢献できたものと考える。

【国別案件発掘数等】

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
中国河北省	5 件	5 件	5 件				
山東省		5 件					
陝西省		3 件		1 件			
山西省		1 件		2 件			
マレーシア			7 件				
タイ					10 件	左記の内､7 件フォロー	
合計	5 件	14 件	12 件	3 件	10 件		0 件

(2) FS

平成22年度は3件の案件を採択した。本調査完了後、事業化までは時間がかかるため、現時点でその有効性は判断できないが、平成10年度以降の全FS採択331件のうち、21件(6.3%)がCDM/JI事業化されており、目標は達成出来た。また、マラケシュ合意後の平成15年度～平成22年度のFS採択104件のうち、17件（16.3%）がCDM/JI事業化されており、こちらの指標でも既に目標は達成した。

【事業化件数／全採択件数 経年変化】

平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
0件／40件	0件／49件	0件／49件	1件／45件	3件／44件	4件／19件
平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
7件／25件	3件／26件	2件／13件	1件／8件	0件／5件	0件／5件
平成22年					
0件／3件					

４．優先度（事業に含まれる各テーマの中で、早い時期に、多く優先的に実施するか）

特になし。

５．その他の観点（公平性等事業の性格に応じ追加）

特になし。

６．総合評価

①総括

(1) キャパビル

平成21年2月にタイで開催したセミナーで発掘した案件で7案件については今後CDM事業として展開できる可能性があり、今後もこのフォローアップをきっかけとしてCDMプロジェクトが形成される可能性が高い。

(2)FS

CDM/JI事業化率として、採択件数全体の5%以上（うちマラケシュ合意後の平成15年度以降のCDM/JI事業化率は10%以上）を既に超えており、今後、この割合はさらに増大すると見込まれるところであり、京都議定書における我が国の目標達成に貢献している。

平成22年度はプログラムCDMや物流部門等これまで国連登録実績の少ない分野の案件発掘に注力した。その結果、新たなCDM方法論の拡大に寄与し、今後広く活用されていくことが期待される。

②今後の展開

本事業は所期の目的を達成したため平成22年度で終了する。第1約束期間中（平成25年まで）はアンケートによるフォローアップを継続する。